

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞 夫 其他

宣 審 供 述 書

供 述 者 中 澤 三 夫

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣審ヲ爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

## 中澤三夫口供書

一 私は元陸軍中將で一九三七年十一月から翌一九三八年一月末迄上海派遣軍の指揮下で第十六師團參謀長として南京攻略戦に参加しました。

二 第十六師團は一九三七年十二月旬容に向ひ追撃中同月三日頃更に南京に向ひ追撃すべき命を受け追撃を繼續しましたが、同月九日頃南京を距る三、四料の線まで追撃を停止する様に命ぜられました。而して攻撃する場合でも南京は中國の首都であり外國權益や文化史蹟、文化施設が多いからそれ等を毀損しない様にし入城の際も選抜隊を入城せしめて常民の宣撫愛護に努め治安の維持を圖れと命ぜられました。私は各部隊にその主旨を徹底させる様傳達しました。

三 南京の攻撃で最も苦心を要したのは第三十三師團の向つた紫金山と師團の重點正面に在つた中山陵附近の戦闘であつた。前述の命令に示された中山陵、明孝陵等を毀損せずに占領する爲師團は歩かからず機銃を拂つた。即ち中山陵附近に據つた支那軍は正面の大障害となつたのみならず紫金山を攻撃する第三十三師團の左側及背後を射撃し來り同隊隊は頗る苦戦したのであるが、我軍の砲兵の射撃は勿論歩兵の重大器の使用をも差控へるの不利を忍び、爲に

全段の攻撃進捗を阻害せられ又多敷且無益の損害を蒙るの余議なきに至つた、しかし之が爲に中山陵、明孝陵は完全に保護せられ苦戦に拘らず紫金山を占領した同部隊は戦後軍司令官から感情を授與された

四 第十六師團は一九三七年十二月十三日未明中山門に於て南京城壁に達し後方約二ヶ大隊を城内に入れて予め指示してあつた地域即ち大平山、上元門、下關及び中山路を以て刺する地域を掃蕩させた。翌十四日も引續き掃蕩した。

十二月十五日第十六師團は司令部及小部隊を以て城内に入つたが師團の適當区域には住民は逃亡してあなかつた。

十二月二十三日軍の配置は第十六師團の一部は先きに入れた部隊と交替して新配置につき城内外の警備に任じ翌年一月二十日前後迄南京に居た。

五 難民區は十二月二十三日の新配置後第十六師團の警備区域内に入つたが入城當時から明瞭に區別されてあり入城と同時に嚴重に警戒し之が出入は特に許可せられたるものでない限り將校と雖も許されなかつた。

中文那方面軍及上海派遣軍司令官の入城後軍紀風紀の嚴守について

は屢々訓示せられたので之を各部隊に嚴達した。

六 南京攻略當時は市内に支那側の行政責任者が全部逃亡して一人も残存せず従つて日本軍としては治安の維持につき交渉の相手とする様な者を見出すことが出来ないので一時は全く軍の手で整理する他、方法がない状態で日本軍としても亦支那住民としても大變不便だつた。

七 入城後南京内の中山門から下關に通ずる公路上に夥しい軍服、劍、彈入、軍帽などが捨てられてゐた。これらの軍装を捨てた兵は便衣となつて潜伏してゐることは當時の状態から見て明かであつた。

然るに城内を掃蕩させた際支那民區を除いては城内に支那人は居なかつた。

従つて軍装を捨て便衣となつた支那兵は難民區へ潜入したことも亦明らかである。そこで難民區の住民が全部常民だと信ずることが出来ず、その區域内の住民を調査する必要を生じたのである。

八 仍つて十二月二十五日頃日支人會同で委員會を構成し、住民を調査することとした。

その調査の方法は日支人立會の上、一人宛審問し又は検査し委員が合議の上敗殘兵なりや否やを判定し、常民には居住證明書を交付し

た。

敗殘兵と認定された者は之を上海派遣軍司令部に引渡した。従つてこれを虐殺したといふ事實は全くない。

六、南京城外の部落は支那軍が退却するとき殆んど全部焼き拂ひ世に言はるゝ清野作戦が實行せられてあつたので日本軍は宿營する家もなく殆どどの部隊は露營する状態であつた。

此の様な清野作戦は殊にこの戦場に於ける支那軍の常套手段であつた。南京城内でも日本軍の入場直後には所々に火事の跡を見た。

これも支那軍が退却に際し放火したものであるとの事であつた、司令部としては寒冷の季節に宿營力を十分に保持する必要上火災に對しては連日各部隊に注意を喚起し各部隊は火氣取締責任者を置いて慎重に行動した。然るに居住證を有する支那の女子が放火してゐる現場を逮捕されたこともあつた。

十、日本軍人による物資取得の事實は憲兵から少數の通報をうけた。然し住民の逃亡と共に貨材も殆んど全部滅出せられて家屋は空家同様なものが多かつた。従つて組織的集目的に掠奪したといふ事實は全く聞知しない。勿論司令部としてかかる不法行為を命令し、黙認し、許容した事實は全くない。

中國の戰場に於ける掠奪、破壊は大部が退却する支那軍に續いて挺身闖入する窮民の常套手段だといふことを私は掠奪の非害者である支那人から直接聞いて居る。

十一、外國利益、文化施設の保護は松井大將からも嚴重に命令されて各部隊に徹底させてゐた。然るに支那人は外國利益の中に隠れることが巧妙であつた。殊に外國の國旗を濫用することが常に行はれ、外國國旗の下に支那の收殘兵が隠れてゐた事實もある。南京城内でもかかる情報は頻々と支那人から入手した。従つて日本軍としては外國國旗の存在が直ちに外國利益の所在として信用することが出来ない状態にあつたことも事實である。従つて危険と感ずる個所を搜索せざるを得ないこともあつて各種紛糾の種となつたことは遺憾であつた。

十二、南京で日本軍によつて計畫的な風刺が行はれたといふ事實は全くない。

小政の散発的な風紀犯はあつたが、それらはすべて法に従つて處罰されたことを承知してゐる。

十三、被殺側証人に表示された埋葬屍体の存在したと言はるる場所は「中山門」：：：馬群一間の如く支那軍が陣地に據つて防戦した所であり又は大平門、富貴山其他城内各所の如く支那軍陣地に對する死傷者收容設備の存在したるべき地點である。此等の附近で彼我多數の戦死者が出たことは事實である。然し決してこれ等の地點で虐殺が行はれたことはない。

十四、第十六師團は南京周邊を警備する様になつて以來治安の確立に努力した其の結果市内の秩序は漸次恢復し住民の混乱も整理され市民は日本軍を信頼して市外の避難地に居た者も自らの住宅地へ復歸してゐた。松井大將の住民愛護の命令は徹底して一九三七年末には早くも治安維持會結成せられ、翌年一月一日の發會式には數萬の支那民集が式場たる鼓樓宮の廣場に集合して歡呼した程であり其の後も住民は漸増し物賣りの數も増えつつありて決して、其の頃日本軍の不法暴行が住民を恐怖せしめて居た事實はない。

昭和二十二年（一九四七年）九月廿三日 於東京

供 述 者 中 澤 三 夫

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。

同 日 於 東 京

立 會 人 上 代 塚 禪



Def. Doc 2667

宣  
誓  
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

署名捺印  
中  
澤  
三  
夫

8